2025 年 1 月 31 日

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
三菱ＨＣキャピタル株式会社
代表取締役　社長執行役員　　久井　大樹

吸収分割に係る事前開示事項

当社は、2025 年 1 月 10 日付で三菱HCキャピタルリアルティ株式会社（以下「三菱HCキャピタルリアルティ」）との間で締結した吸収分割契約に基づき、当社が三菱HCキャピタルリアルティに対して、当社の不動産事業部が所管する国内を対象とした不動産ファイナンス事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を行うことと致しました。本吸収分割に関する事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収分割契約の内容

2025 年 1 月 10 日付で当社と三菱HCキャピタルリアルティが締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、当社に対しては株式その他の金銭等を交付しませんが、本吸収分割は、完全親会社から完全子会社に対する吸収分割であることから、当該対価の定めがないことは相当であると判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

本吸収分割に際して、当社の新株予約権者に対しては三菱HCキャピタルリアルティの新株予約権を交付しませんが、本吸収分割は、完全親会社から完全子会社に対する吸収分割であることから、当該新株予約権の交付の定めがないことは相当であると判断しております。

5. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

三菱HCキャピタルリアルティについて、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収分割会社に関する事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象）

当社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 本吸収分割の効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

(1)当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 4,963,571 百万円、負債の額は 4,112,462 百万円、純資産の額は 851,108 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本吸収分割により、当社から三菱HCキャピタルリアルティに対して移転する資産の額は 200,544 百万円、負債の移転は発生しない見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

(2)三菱HCキャピタルリアルティにおける当社から承継された債務の履行の見込みについて

三菱HCキャピタルリアルティの 2024 年 1 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 114,861 百万円、負債の額は 78,909 百万円、純資産の額は 35,951 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記(1)で述べたとおり、本吸収分割により、三菱HCキャピタルリアルティが当社から承継する資産の額は 200,544 百万円、負債の承継は発生しない見込みです。

また、本吸収分割の効力発生日までに三菱HCキャピタルリアルティの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における三菱HCキャピタルリアルティの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに、三菱HCキャピタルリアルティの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、三菱HCキャピタルリアルティが当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以　上

（別紙１　吸収分割契約の内容）

吸　収　分　割　契　約　書

（甲）三菱 HC キャピタル株式会社

（乙）三菱 HC キャピタルリアルティ株式会社

吸収分割契約書

三菱HCキャピタル株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号。以下「甲」という。）及び三菱HCキャピタルリアルティ株式会社（住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号。以下「乙」という。）は、甲の不動産事業部が所管する国内を対象とした不動産ファイナンス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、2025年1月10日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、本事業に関して有する権利義務を、本効力発生日（第4条において定義される。以下同じ。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割により、甲から本事業に関して有する権利義務として、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）のみを承継し、「承継権利義務明細表」に記載のない権利義務は承継しない。
2. 乙が本吸収分割により甲から承継する義務については、全て乙が免責的に引き受けるものとする。
3. 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、2024年10月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに本効力発生日までの増減を調整して確定する。なお、甲及び乙は、本効力発生日後遅滞なく、確定した承継対象権利義務の内容について、別途書面により確認する。
4. 甲及び乙は、承継対象権利義務の承継に関し、登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであって、甲又は乙が当該手続の一部又は全部を行わなければならないものについては、協力して遅滞なくこれらの手続を行う。但し、甲及び乙は、協議の上、かかる手続の全部又は一部の実施を省略し又は留保することができるものとする。
5. 甲及び乙は、承継対象権利義務に含まれる匿名組合出資及び優先出資の配当並びに承継対象権利義務に含まれる貸付債権及び特定社債の利息に係る各収益については、本効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲に帰属し、本効力発生日以降の期間に対応する部分については乙に帰属することを確認する。甲及び乙は、甲に帰属すべき当該収益の支払を乙が受領した場合又は乙に帰属すべき当該収益の支払を甲が受領した場合、甲及び乙の間で別途覚書を締結することにより精算を行う。

第3条（本吸収分割に際して交付する対価）

乙は、甲に対し、本吸収分割に際して、承継対象権利義務の対価の交付を行わない。

第4条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、本吸収分割の手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項に定める略式分割の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。

第6条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合又は甲及び乙が必要と認めた場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条（競業避止義務の免除）

甲は、本吸収分割にかかわらず、乙に対し、競業避止義務を一切負わないものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、法令等に基づき本吸収分割の実施に必要となる関係官庁の承認、許認可、登録、届出等（本事業を遂行するために乙において必要となる貸金業の登録及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第17号の適格機関投資家に関する届出を含む。）が取得、受理等されず又は取消し等により失効した場合にはその効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2025年1月10日

甲：　東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング
三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役　　久井　大樹

乙：　東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三菱HCキャピタルリアルティ株式会社
代表取締役　　田中　秀和



別紙

承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する承継対象権利義務の明細は、以下のとおりとする。

1. 承継する資産

本効力発生日において本事業に属する資産のうち次の各号に掲げる種類のもの
(1) 匿名組合出資
(2) 優先出資
(3) 貸付債権（本効力発生日時点で既発生かつ未収の利息債権、遅延損害金債権その他附随する一切の債権（もしあれば）を含む。）
(4) 特定社債（本効力発生日時点で既発生かつ未収の利息債権、遅延損害金債権その他附随する一切の債権（もしあれば）を含む。）
(5) 株式（但し、本事業に関連する合弁・資本提携等の目的で取得したものに限る。）

なお、疑義を避けるために附言すると、甲の不動産事業部が所管する国外を対象とした不動産ファイナンス事業に属する資産は含まれない。

2. 承継する負債

上記 1. 記載の資産に関連する債務（下記 3. 記載の契約に基づき発生する債務を含む。）

3. 承継する契約（雇用契約については、下記 4. 記載のとおり。）

上記 1. 記載の資産（効力発生日において未取得のものを含む。）の取得・保有に関連する一切の契約

4. 承継する雇用契約

該当なし。

以　上

（別紙２　吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

事 業 報 告

自 2023年 2月 1日
至 2024年 1月31日

1 .企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

第8期である当期の物件売却収支は、連結SPCにおける保有物件4件(ホワイトライズインベストメント／大阪国際ビル、K-FOX／相鉄フレッサイン神田、GKK／イビススタイルズ京都四条、G2／アルボーレ銀座)の売却により、13,871百万円(前期比+10,606百万円,+324.8%)となり、非連結SPCの収益が計上されるその他収支は、非連結SPCにおける1件(コア・クリエーション名古屋／ADDiT桜通り)及びSPCに対する優先出資持分(R&K／Aloft大阪堂島)の売却により、3,911百万円(前期比+3,311百万円,+551.1%)となりました。

また、不動産賃貸収支は3,326百万円(前期比+34百万円,+1.0%)。ホテル収支はホテル市況の回復と適切な事業運営により、1,389百万円(前期比+1,574百万円,+850.8%)と大幅に収益改善しました。

その結果、売上総利益は22,243百万円(前期比+15,506百万円,+230.1%)、親会社株主に帰属する当期純利益は14,145百万円(前期比+11,491百万円,+432.9%)となり過去最高益となりました。

不動産価格の高騰により取得環境が厳しい状況が継続しておりますが、マーケットに応じた投資戦略により引き続き投資機会を探索するとともに、CRE事業では事業法人等の財務・事業ニーズに対応したソリューションの提案営業をしています。また、ホテル分野では適切な事業運営の継続に加え、2023年5月に締結したTabist株式会社との資本業務提携等の施策展開を通じて収益力の強化を期待しています。

科目別	売上総利益	前期比	構成比
不動産賃貸収支	3,326 百万円	+1.0%	15.0%
ホテル収支	1,389 百万円	+850.8%	6.2%
その他の収支	3,911 百万円	+551.1%	17.6%
不動産・ホテル売却収支	13,871 百万円	+324.8%	62.4%
資金原価	▲255 百万円	+8.1%	▲ 1.1%
合計	22,243 百万円	+230.1%	100.0%

(2)重要な設備投資の状況

該当事項はございません。

(3)重要な資金調達の状況

当連結会計年度においては、賃貸不動産等への投資のため長期借入金45,318百万円を調達しました。

(4)対処すべき課題

①マーケットトレンドに対応した投資戦略の実行、新たな投資機会の探索
②既存投資オフィスの厳しいリーシング環境下での収支維持・改善
③既存投資ホテルの収支改善と適切な出口戦略の実行
④CRE事業の強化、営業推進
⑤MRAの私募REITの持続的成長とサポート体制の構築、外部投資家を招聘した私募ファンド事業の成長

(5)財産及び損益の状況の推移

	第4期 2020年1月期	第5期 2021年1月期	第6期 2022年1月期	第7期 2023年1月期	第8期 2024年1月期
売上高(百万円)	40,592	25,205	16,012	51,892	71,731
経常利益(百万円)	9,101	4,623	7,726	3,782	18,989
当期純利益(百万円)	9,583	3,762	5,263	2,654	14,145
1株当たり当期純利益(円)	316,089.41	122,066.66	172,950.89	88,488.56	471,526.22
総資産(百万円)	187,040	194,525	214,188	173,551	210,160
純資産(百万円)	18,864	19,812	23,373	22,969	36,039

(6) 重要な親会社及び子会社の状況
①親会社の状況
当社の親会社は三菱HCキャピタル株式会社で、同社は当社の株式を30,000株(出資比率100%)保有しております。

②親会社との取引に関する事項
イ)取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項
当社は親会社より資金の借入等の取引を行っております。当該取引については、当該取引の必要性及び第三者との通常の取引条件と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。
ロ)親会社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、当該取引について、当社の最終的な意思決定により合理的な取引条件で行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③子会社の状況

会社名	議決権の所有割合	主要な事業内容
三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社	100%	ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ業
合同会社G2	100%	不動産賃貸業
SSG3合同会社	100%	不動産賃貸業
MMBI合同会社	79%	不動産賃貸業
合同会社K-FOX	100%	不動産賃貸業
合同会社Wバード	100%	不動産賃貸業
株式会社アメリカンホテルマネジメント	100%	ホテル業
合同会社ポルックス165	100%	不動産賃貸業
合同会社コズミック8	100%	不動産賃貸業
GKK合同会社	93%	不動産賃貸業
銀座ホテルマネジメント合同会社	100%	ホテル業
金沢駅前ホテルマネジメント合同会社	100%	ホテル業
合同会社山笠	100%	不動産賃貸業
福岡天神ホテルマネジメント合同会社	100%	ホテル業
相模原インベストメント合同会社	100%	不動産賃貸業
合同会社アルゲディ1815	100%	不動産賃貸業
合同会社レーヴァティ3307	100%	不動産賃貸業
武蔵小杉プロパティー合同会社	98%	不動産賃貸業
合同会社ライラック札幌	100%	不動産賃貸業
合同会社札幌ホテルマネジメント	100%	ホテル業
合同会社ミヤコジマ	100%	不動産賃貸業
合同会社OM伏見	100%	不動産賃貸業
合同会社ティンバー	100%	不動産賃貸業
東京有明インベストメント合同会社	82%	不動産賃貸業

(7) 主要な事業内容
当社の主な事業は、投資した物件に対しMRAを含めたアセットマネージャーと連携してバリューアップを実施し不動産の価値向上を図る「不動産再生投資事業」、事業法人等の財務・事業ニーズに対して不動産ソリューションを提供する「CRE事業」、運営委託型を主体としてホテルの更なる価値創造を実現する「ホテル投資事業」です。
また子会社のMRAは、上記アセットマネジメント事業に加え、MHCグループをスポンサーとする「MHCプライベートリート投資法人」や私募ファンドのアセットマネジメント事業が主な事業となります。

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本店	東京都

(9) 従業員の状況

名称	従業員数	前期末比
三菱HCキャピタルリアルティ	43	+5
三菱HCキャピタル不動産投資顧問	32	+4
ホテル	89	▲6
合計	164	+3

(10) 主要な借入先

主要な借入先	借入残高
三菱HCキャピタル株式会社	74,450 百万円

2 .会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数　30,000株
(2)発行済株式の総数　30,000株
(3)当事業年度末の株主数　1名

3 .会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人の代表状況等
田 中 秀 和	取締役社長(代表取締役)	ー
池 邉 宏 之	取締役(非常勤)	ー
岡 本 勝 治	取締役(非常勤)	ー
若 尾 逸 男	取締役(非常勤)	ー
齋 藤 高 明	監査役	ー
小 林 研 一 郎	監査役(非常勤)	ー

4 .会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況
当社の会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　12,000,000 円

5 .会社の体制及び方針
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
(1)業務の適正を確保するための体制についての決議内容
会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は
以下の通りであります。

①当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを
確保するための体制
【法令等遵守体制】
イ)当社及び当社グループ会社は、三菱HCキャピタルグループの一員として基本的な価値観や
倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・
行動規範を遵守する。
ロ)当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、
当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
ハ)当社は、当社グループのコンプライアンス所管部を管理部とし、管理部長を
全社的な統括責任者とする。
ニ)当社は、コンプライアンス・プログラム(当社グループの役職員を対象とする教育等、
役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その取組状況の
モニタリングを実施する。
ホ)当社は、当社グループの役職員等が所属部署の上司を経由せず直接不正行為等を当社に
報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。
ヘ)当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に
対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
ト)当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される
可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

【内部監査体制】
イ) 当社は、当社グループの内部監査を三菱HCキャピタル株式会社に委託するほか、
当社グループ会社の三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社は社内に内部監査部を設置する。
ロ) 三菱HCキャピタル株式会社の監査部及び三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社の
内部監査部は、年間の監査計画に基づき、内部監査を計画的に実施し、その結果を
代表取締役社長に報告する。また、被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、
監査後は改善結果を報告させることにより、監査の実効性を確保する。
ハ) 当社グループ会社の三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社は、内部監査の計画・実施・報告
及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に関する活動を円滑かつ効果的に
推進するため社内規程類を制定する。また、三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社の
内部監査部長は、必要に応じ当社グループの監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を
交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の
定めるところにより、保存・管理を行う。

③当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の
定めるところにより、当社への報告等を求める。

④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ) 当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた
社内規程類を制定する。
ロ) 当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備するものとし、リスク管理を
所管する役員及び所管部署として管理部を設置する。
ハ) 当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれの
リスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための
社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
ⅰ) 信用リスク(カントリーリスクを含む)
ⅱ) 市場リスク
ⅲ) 資金流動性リスク
ⅳ) アセットリスク
ⅴ) オペレーショナルリスク
ニ) 当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を
明確にすることにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの
損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。

⑤当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ) 当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に
基づく経営管理を行う。
ロ) 当社は、代表取締役の上位機関として案件検討委員会を設置し、取締役会は
自己投資案件の取り組み検討における一定の事項の決定等の権限を案件検討委員会に
付与する。
ハ) 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく
職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

⑥当社グループ及び当社の親会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ) 当社及び当社グループ会社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、
業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範を遵守する。
ロ) 当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の
業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、
当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。
ハ) 当社は、当社グループ経営管理のため、当社グループ会社からの報告等を受け、
当社グループの経営管理を行う。
ニ) 当社は、三菱HCキャピタル株式会社が行うグループ経営管理のため、三菱HCキャピタル株式会社が
定める規程類に従って、三菱HCキャピタル株式会社に事前承認申請・報告を行う。
ホ) 当社は、三菱HCキャピタル株式会社の監査等委員及び内部監査部門と緊密に連携し、
法令遵守体制等を整備する。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役は、職務執行に必要な場合は、当社の使用人に職務遂行の補助を委嘱することができる。

⑧当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務遂行の補助を当社の使用人に委嘱した場合、当該使用人の人事考課及び人事異動については、監査役の意見を聞く。

⑨当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う。

⑩当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、及び当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ）当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社監査役に報告する。

ロ）当社は、当社の役職員が所属部署の上司を経由せずに相談ができる社内相談窓口（監査役ほか別途定める者）を設けるほか、当社グループの役職員が直接不正行為等を通報できる内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。

当社は、当該コンプライアンス・ホットライン制度において当社の監査役を報告・相談窓口の一つと定めるとともに、当社のコンプライアンス・ホットライン制度の担当部署は、当社グループにおける内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

ハ）当社の監査役は、職務遂行に必要な情報を交換するなどの方法により、三菱HCキャピタル株式会社の監査等委員または当社グループ会社の監査役と緊密に連携する。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止をコンプライアンス・ホットライン規程に明記する。
また、当社グループの従業員に対し、社員研修等を通じ、コンプライアンス・ホットラインによる報告を行った者が不利益を被ることのないことを当社グループの役職員に周知する。

⑫当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

⑬その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）当社の監査役と当社代表取締役社長及び三菱HCキャピタル株式会社の監査部長は、適宜意見交換を行う。

ロ）当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることができる。

ハ）当社の監査役は取締役会に出席することができる。

ニ）当社グループの役職員は、当社の監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

①法令等遵守体制に関する取組みの状況

イ）当社及び当社グループ会社は、三菱HCキャピタルグループの一員として基本的なコンプライアンスに対する価値観・倫理観について全役職員が認識・共有するため、三菱HCキャピタル株式会社が制定した「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を社内規程化し、「コンプライアンス・マニュアル」の中にその内容を記載し、全役職員へ周知しております。

ロ）当社は、コンプライアンスを所管する管理部を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じ当社のコンプライアンスの推進に取り組むとともに、代表取締役社長へ法令等遵守の状況やコンプライアンス・プログラムの進捗状況に関する報告を行っております。

ハ）当社は、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、当社グループの役職員等が所属部署の上司を経由せず直接不正行為等を報告・相談する内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を構築し、当社グループの役職員等に対して周知しております。

ニ）当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、当該方針に則り、具体的な内容を社内規則に定めている他、反社会的勢力等からの不当要求に対応する統括部署を設置し、反社会的勢力との取引防止に関する管理等の対応を行っております。
また、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、コンプライアンス研修等を通じて役職員への周知を図っております。

ホ）当社は、当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金がテロ資金や贈収賄など犯罪に利用されることの無いよう、犯罪収益移転防止法をはじめとする各国の法令・規制や金融犯罪等の動向に注意を払い、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

②内部監査体制に関する取組みの状況
イ）当社は、当社グループの内部監査を三菱HCキャピタル株式会社に委託するほか、当社グループ会社の三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社は社内に内部監査部を設置しており、内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を定めた社内規程類を制定しております。
ロ）三菱HCキャピタル株式会社の監査部及び三菱HCキャピタル不動産投資顧問株式会社の内部監査部は、年度監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、改善結果を報告させております。
ハ）当社グループでは、必要に応じて当社グループの監査役及び会計監査人との間で意見交換を実施しております。

③リスク管理体制に関する取組みの状況
イ）当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制として、リスク管理規則を定め、リスク管理を所管する役員及び所管する部署として管理部を設置しております。
ロ）当社は、当社グループの総合的なリスク管理を推進するため、信用リスク・市場リスク・資金流動性リスク・アセットリスク・オペレーショナルリスクに関し、総合的且つ体系的評価を行った上で、各リスクの現状及び課題を把握し、これらのリスクに対する対策を審議または報告をしております。

④グループ管理体制に関する取組みの状況
イ）当社及び当社グループ会社は、三菱HCキャピタルグループの一員として基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を周知しております。
ロ）当社は、業務分掌を定める社内規程類を整備し、取締役等は定められた業務分掌に基づいて、職務執行を行うとともに、三菱HCキャピタル株式会社が行うグループ経営管理のため、三菱HCキャピタル株式会社が定める規程類に従って、三菱HCキャピタル株式会社に事前承認申請・報告を実施しております。
ハ）当社は、三菱HCキャピタル株式会社の監査等委員及び内部監査部門と緊密に連携し、法令遵守体制等を整備しております。

⑤監査役の監査の実効性を確保するための取組みの状況
イ）当社の監査役は、職務執行に必要な場合は、管理部所属員に職務遂行の補助を委嘱することができるほか、当該管理部所属員は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う体制となっております。
ロ）当社の役職員は社内相談窓口により、また、当社及び当社グループ会社の役職員はコンプライアンス・ホットライン制度により、直属の上司ではない人物（外部弁護士を含む）を通じて、不正行為等を経営者・管理者に報告する仕組みが用意されております。
また、制度の担当部署である管理部は、当社グループにおける内部通報の状況について、当社監査役に対して報告する体制を確保しております。
ハ）当社は、コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止しております。また、当社グループの役職員に対し、コンプライアンス研修等の機会を通じて、報告者が不利益を被ることのないこと、会社が保護することを周知しております。
ニ）当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行っております。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることとしております。
ホ）当社の監査役は、代表取締役と、経営方針の確認や当社の抱える課題等について、適宜意見交換を行っているほか、必要に応じて当社グループの役職員に対し、業務状況等の調査やヒアリングを行っております。また、取締役会にも出席しております。

計　算　書　類

自　２０２３年　２月　１日
至　２０２４年　１月３１日

Ⅰ. 貸借対照表

Ⅱ. 損益計算書

Ⅲ. 株主資本等変動計算書

Ⅳ. 個別注記表

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

貸借対照表

2024年 1月31日現在

（単位:百万円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
1.流動資産	**【 40,474 】**	**1.流動負債**	**【 26,450 】**
現金及び預金	768	1年内返済予定の長期借入金	23,050
短期貸付金	288	未払金	10
未収収益	303	未払費用	180
未収入金	8,277	未払法人税等	3,036
有価証券	30,716	前受収益	108
前払費用	64	賞与引当金	43
未収消費税等	53	その他の流動負債	20
その他の流動資産	1	**2.固定負債**	**【 52,459 】**
2.固定資産	**【 74,387 】**	長期預り保証金	1,059
【有形固定資産】	**11,999**	長期借入金	51,400
建物	40		
器具備品	5		
賃貸資産	11,953		
【無形固定資産】	**6**		
ソフトウェア	6	負債の部合計	78,909
【投資その他の資産】	**62,381**	**【純資産の部】**	
関係会社株式	1,133	**1.株主資本**	**【 35,951 】**
投資有価証券	9,173	資本金	300
その他の関係会社有価証券	51,620	資本剰余金	5,182
長期前払費用	4	利益剰余金	30,469
繰延税金資産	292	利益準備金	75
敷金及び保証金	157	繰越利益剰余金	30,394
		純資産の部合計	35,951
資産の部合計	114,861	負債･純資産の部合計	114,861

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

損益計算書

自　２０２３年　２月　１日
至　２０２４年　１月３１日

（単位:百万円）

科　　目	金	額
[売　上　高]		
投資収益	21,407	
不動産賃貸収入	930	
不動産売却収入	6,785	
その他の収入	96	29,219
[売　上　原　価]		
資金原価	255	
投資損失	23	
不動産賃貸原価	895	
不動産売却原価	6,753	7,928
売上総利益		21,291
販売費及び一般管理費		1,121
営業利益		20,169
[営　業　外　収　益]		
受取利息	1	
受取配当金	120	
雑収入	2	124
[営　業　外　費　用]		
長期前払費用償却	2	
借入金期限前返済清算金	0	2
経常利益		20,291
税引前当期純利益		20,291
法人税、住民税及び事業税	5,830	
法人税等調整額	353	6,183
当期純利益		14,107

三菱ＨＣキャピタルリアルティ株式会社

株主資本等変動計算書

自　２０２３年　２月　１日

至　２０２４年　１月３１日

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
			利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	300	5,182	75	17,360	17,435	22,917	22,917
当期変動額							
剰余金の配当				△ 1,074	△ 1,074	△ 1,074	△ 1,074
当期純利益				14,107	14,107	14,107	14,107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－	－
当期変動額合計	－	－	－	13,033	13,033	13,033	13,033
当期末残高	300	5,182	75	30,394	30,469	35,951	35,951

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

個 別 注 記 表

自 2023年 2月 1日 至 2024年 1月31日

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
①資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法
定率法(ただし、建物、建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。
なお、主たる耐用年数は以下となります。

建物	8～50年
器具備品	5～15年
賃貸資産	5～79年

無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。

③引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込金額の当期負担分を計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記
該当事項はございません。

4. 会計上の見積りに関する注記
(有価証券、投資有価証券及びその他の関係会社有価証券の評価)
有価証券、投資有価証券及びその他の関係会社有価証券の評価については、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、その回復可能性を事業計画等に基づき確認し、減損処理の必要性を判定しております。
実質価額の低下は投資先の不動産等の含み損益を加味した実質価額と取得原価に基づき判定しており、また回復可能性の確認には投資先のこれまでの営業実績、将来の事業環境を考慮し作成された事業計画等を用いることによる見積りが含まれております。これらの見積りは合理的と判断しておりますが、前提条件や事業環境等に変化が見られた場合には、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。
なお、当事業年度の計算書類に計上した金額は以下のとおりであります。

当事業年度の計算書類に計上した金額

有価証券	30,716	百万円
投資有価証券	9,173	百万円
その他の関係会社有価証券	51,620	百万円
減損損失	―	百万円

5. 貸借対照表に関する注記
(1)有形固定資産の減価償却累計額

建物	10	百万円
器具備品	13	百万円
賃貸資産	330	百万円
合　計	353	百万円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	8,856	百万円
金銭債務	74,587	百万円

6. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
営業取引による取引高

売上高	18,252 百万円
仕入高	279 百万円
販売費及び一般管理費	531 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記
発行済株式の種類及び総数に関する事項

当事業年度の末日における発行済株式の数	30,000 株

8. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

未払事業税	266 百万円
賞与引当金	13 百万円
建設仮勘定	9 百万円
その他	2 百万円
繰延税金資産合計	292 百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有割合）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱HCキャピタル㈱	被所有 直接 (100.0%)	資金の借入	資金の借入	17,000	1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	23,050 51,400
子会社	合同会社G2	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	6,751	未収入金	6,589
子会社	SSG3合同会社	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	429	未収入金	533
子会社	MMBI合同会社	所有 直接 78.6%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	185	未収入金	71
子会社	合同会社クリスタ	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	出資の償還	2,068	ー	ー
子会社	合同会社K-FOX	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	467	未収入金	ー
子会社	合同会社ホワイトライズインベストメント	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	8,242	未収入金	ー
子会社	合同会社Wバード	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	180	未収入金	19
子会社	合同会社ポルックス165	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	128	未収入金	27
子会社	合同会社コズミック8	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	102	未収入金	358
子会社	GKK合同会社	所有 直接 93.1%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	231	未収入金	ー
子会社	合同会社山笠	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	255	未収入金	ー
子会社	相模原インベストメント合同会社	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	459	未収入金	116
子会社	合同会社アルゲディ1815	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益	230	未収入金	168
子会社	合同会社レーヴァティ3307	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益 新規出資	166 2,309	未収入金 ー	47 ー
子会社	武蔵小杉プロパティー合同会社	所有 直接 98.2%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益 新規出資	237 6,620	未収入金 ー	237 ー
子会社	合同会社ライラック札幌	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資損失 新規出資	23 3,176	ー ー	ー ー
子会社	合同会社ミヤコジマ	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益 新規出資	65 6,903	未収入金 ー	65 ー
子会社	合同会社OM伏見	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益 新規出資	14 2,264	未収入金 ー	14 ー
子会社	合同会社ティンバー	所有 直接 100.0%	匿名組合の出資	匿名組合投資利益 新規出資	27 4,845	未収入金 ー	27 ー

資金の借入取引の条件は、貸出人である三菱HCキャピタル株式会社により一般市中金利等を勘案して合理的に定められ決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,198,377円46銭
1株当たり当期純利益金額	470,251円50銭

2024年4月4日

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

代表取締役　田中 秀和　殿

特定監査役　齋藤　高明

監査報告書の提出について

会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以　上

監　査　報　告　書

私たち監査役は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1)　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、会社計算規則第131条各号に掲げる「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」等の各事項について「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)　連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月4日

三菱HCキャピタルリアルティ株式会社

監査役　齋藤高明　㊞

監査役　小林研一郎　㊞

独立監査人の監査報告書

2024年4月1日

三菱ＨＣキャピタルリアルティ株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴見将史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱ＨＣキャピタルリアルティ株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上